

豊岡市但馬定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

平成24年8月8日豊岡市告示第246号

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総務事務次官通知）に基づき、但馬定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）を策定又は変更するにあたり、関係者の意見を幅広く反映させるため、但馬定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 共生ビジョンの検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、共生ビジョンの検討に関し市長が必要と認める事務

(構成)

第3条 懇談会は、但馬分科会及び豊岡市分科会で構成する。

(組織)

第4条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第5条 但馬分科会の委員は、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者のうちから、市長が委嘱する。

2 豊岡市分科会の委員は、定住自立圏形成方針に関連する分野の関係者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条の委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解任されるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第7条 但馬分科会及び豊岡市分科会に、それぞれ会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- (1) 会長は、会務を総理し、但馬分科会又は豊岡市分科会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 但馬分科会及び豊岡市分科会の会議は、それぞれ会長が招集し、会長が議長となる。

- (1) 但馬分科会及び豊岡市分科会は、それぞれ委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(2) 会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代表者会)

第9条 但馬分科会及び豊岡市分科会の調整が必要な場合は、懇談会に代表者会を置くことができる。

2 代表者会の会長及び副会長は、但馬分科会及び豊岡市分科会の各会長から選任する。

3 代表者会の運営に関し必要な事項は、各会長が協議して定める。

(庶務)

第10条 懇談会の庶務は、政策調整部政策調整課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる懇談会は、第8条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(委員の任期の特例)

3 この要綱の施行後最初に委嘱される懇談会の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。